

通所介護重要事項説明書

通所介護契約書



社会福祉法人 報徳会
は な さ か

重要事項説明書（通所介護）

通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業者名称	社会福祉法人 報徳会 はなさか
所在地	神奈川県相模原市南区磯部4363番
事業者指定番号	1472606019号
管理者・連絡先	宮尾 卓 TEL046-259-6300
サービス提供地域	相模原市南区・相模原市中央区 座間市の一部（相武台・緑ヶ丘・明王・入谷・新田宿）とする

運営方針

- （1）事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う
- （2）事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場立ってサービスの提供に勤めるものとする

2. 利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造り
延べ床面積	5589.53平方メートル（内通所介護食堂兼機能訓練室253.59平方メートル）
利用定員	60名/日（通所介護相当サービスを含む）
設備	キッチン（冷蔵庫・電子レンジ） トイレ4ヶ所 洗面台2台（昇降機能付き1台を含む） 浴室（大・小浴槽、リフター設置） 機能訓練機器 大型テレビ 静養室 相談室 事務室

3. 利用事業所の職員体制

※令和6年4月1日現在

職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名
生活相談員	2人	常勤専従1名、兼務1名
看護職員	2人	常勤兼務2名
介護職員	20人	常勤13名、非常勤7名
機能訓練指導員	1人	常勤1名

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日を含む）
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時30分～16時30分

（注）日曜日及び年末年始（12/30～1/3）はお休みとなります

5. 指定通所介護の内容

指定通所介護の内容は次の通りとする

- （1）日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する
 - ① 排泄の介助
 - ② 移動・移乗の介助
 - ③ その他、必要な身体介護
- （2）家庭における入浴が困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する
 - ①衣類着脱介助
 - ②身体の清拭・洗髪・洗身
 - ③その他の必要な入浴介助
- （3）食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する
 - ①食事の準備・後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事に関わる介助
- （4）利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する

- ① レクリエーション
- ② グループワーク
- ③ 行事活動
- ④ 機能訓練
- ⑤ 休養・養護

(5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する

- ① 移動、移乗動作の介助
- ② 送迎

(6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う

- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ② 住宅改良に関する相談、助言
- ③ その他の必要な相談、助言

6. 利用規約

事業の開始に当たっては、あらかじめ利用者及び家族に対して面談のうえ、サービス利用規約書の内容に関する説明を行い、利用者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする

※ 交通費 通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります（見積もりいたします）

7. サービス利用料及び利用者負担

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

別紙料金表の通りです。事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスである時は、その自己負担の額とする。

※施設が送迎を行わない場合は、片道47単位減算します。

※上記概算料金は1日当たりの利用料金となり1月当たりでは別途個別機能訓練加算Ⅱ（月当たり1割負担21円、2割負担42円、3割負担63円）が上乗せされます。

※上記概算料金は入浴をされた場合の金額となります。

※端数の関係で若干の誤差が生じることがあります。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービスの利用料は利用者の全額自己負担となります。（介護保険支給限度額を超えるサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることとなります。）
- ② その他実費負担の対象になるもの 別紙料金表の通りです。

(3) 支払方法

自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします）
上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付額を請求することになります。

8. 利用の中止等

- ① 利用者がサービスの利用の中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 電話 046-259-6300
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の17時までにご連絡下さい。

9. 身体拘束の廃止

① 施設は、指定短期入所介護サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

- ・車いすやベッドに胴や四肢を縛る
- ・上着を縛る
- ・ミトン型の手袋の使用
- ・ベッド柵を四本設置する
- ・腰ベルトやY字型抑制帯の使用
- ・介護着(つなぎ)を着せる
- ・居室の屋外から鍵をかける
- ・向精神薬を過度に使用する

等の方法による身体拘束により、利用者の行動を制限する行為を行いません。

② 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きによりおこないます。

- (1) 身体拘束適正化検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

10. 高齢者虐待防止

① 施設は、お客様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置をおこないます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援をする。
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (4) 虐待防止のための指針を整備する。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。

② 職員は、お客様に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行いません。

- ・殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。
- ・合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- ・廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- ・強引に引きずるようにして連れていく行為。
- ・食事を与えないこと。(医師からの指示の場合を除く)
- ・お客様の健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- ・乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- ・ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- ・性的な嫌がらせをすること。
- ・当該利用者を無視すること。

1 1. 施設内での禁止行為

施設内で次の行為を固くお断りします。禁止行為の内容・状況によっては退所（契約の終了）をお伝えする場合があります。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断でホーム若しくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (7) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為等）
- (8) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）
- (9) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

利用者が事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する

13. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用者ご相談窓口	電話番号	046-259-6300
	FAX番号	046-259-6301
	管理者	宮尾 卓
相模原市役所 地域包括ケア推進部 福祉基盤課	所在地	相模原市中央区2-11-15 市役所本館4階
	電話番号	042-769-9226
座間市役所 介護保険課 事業者支援係	住所地	座間市緑ヶ丘1-1-1
	電話番号	046-252-8238
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	0570-022-110
	FAX番号	0570-033-110

14. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人社団 仁恵会 黒河内病院
	所在地	神奈川県相模原市南区豊町17-36
	電話番号	042-742-0211
	診療科	整形外科・内科・消化器内科・循環器内科・漢方内科 外科・消化器外科・脳神経外科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科

15. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に(年2回)に避難、救出その他の訓練を行う

16. 秘密保持

- ①事業所は、業務上知り得た契約者、利用者ならびにその家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する行政機関の命令による場合ならびに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する
- ②職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする

17. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・保険の内容 賠償責任保険

18. 事故発生時の対応及び防止等

- ①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- ②事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ③サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ④事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- ⑤事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

19. その他運営についての留意事項

- ①予防事業に係る第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。
- ②事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年10日

20. 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 報徳会 はなさか
代表者名	理事長 内田 善久
本社所在地 電話	神奈川県相模原市南区磯部4363 046-259-6300
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護
事業所数	1箇所

利用者の個人情報の利用目的の通知および 第三者に対する提供に関する同意書

社会福祉法人報徳会 はなさかは、利用者からご提供いただいた利用者本人および家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

【利用者の個人情報の利用目的】

- 利用者への介護サービス提供に関すること
- 介護保険事務
- 利用者のために行う管理運営業務（サービス利用上の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上）
- 事業所のために行なう管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行なう事例研究など）

なお、下記の利用目的のためには、利用者および家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの業務の一部を外部事業者へ業務委託を行なう場合
- 他の介護事業者との連携（サービス担当者会議など）、連絡調整等が必要な場合
- 利用者の受診に当たり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- 家族への心身状態や生活状況の説明
- 研修等の実習生の受け入れにおいて必要な場合
- 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等

はなさか 通所介護（デイサービス） 料金表



■介護給付（要介護1～要介護5の方） ※大規模型事業所Ⅱ

○基本サービス利用料金（介護保険の法定料金：自己負担額は1割～3割の料金となります）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス単位	607単位	716単位	830単位	946単位	1059単位
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位 ※入浴を行った場合				
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56単位				
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位(1月当たり)				
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)9.2%	66単位	76単位	86単位	97単位	107単位
地域加算	10.54%(×ご利用単位数)				
1割負担の料金(1日)	830	955	1,086	1,220	1,350
2割負担の料金(1日)	1,659	1,910	2,172	2,439	2,699
3割負担の料金(1日)	2,489	2,865	3,257	3,659	4,048

※上記金額は端数の関係で誤差が生じることがあります。

※上記負担料金は1日当たりの利用料金となり1月当たりでは別途個別機能訓練加算Ⅱ(月当たり1割負担21円、2割負担42円、3割負担63円)が上乗せされます。

※入浴を利用しない場合40単位、送迎を利用しない場合片道47単位減算されます。

※上記金額の他に昼食代など下記の実費が必要となります。

■通所介護相当サービス（要支援1、要支援2、事業対象者の方）

基本サービス利用料金（介護保険の法定料金：自己負担額は1割～3割の料金となります）

●回数当たり基本単位数：475単位 地域加算10.54%						
対象者	区分	利用回数 (第5週がある月)		1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者 要支援1・要支援2	週1回程度	月5回まで	日額	547円	1094円	1637円
事業対象者 要支援2	週2回程度	月10回まで	日額	547円	1094円	1637円

※各種加算を含めた概算額となります。（入浴なしの場合は20単位減算します）

※【利用回数】第4週までの月では週1回程度：4回まで、週2回程度：8回までとなります。

※上記金額の他に昼食代など下記の実費が必要となります。

■その他実費の対象となるもの

昼食 + おやつ の料金	850円/1食
レクリエーション等に係る材料費	ご希望に応じて提供します。内容により費用が異なります。 パン焼き材料費1回150円、クッキー・マフィン材料費1回100円 制作活動材料費等 実費
日用雑費	内容によって料金が異なります。 例) ドリップコーヒー 110円/1杯、紙パックジュース 110円/1本 特別食・行事食等の料金についてはその都度ご案内します。
衛生用品費	パット1枚50円、リハビリパンツ1枚100円、テープ止めタイプ150円

令和6年6月1日より